

医療法人三省会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。【次世代育成支援対策推進法】

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1: 育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の周知

<対策>

令和 2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
就業規則の見直し検討

令和 2年9月～ 職員の具体的なニーズ調査、育児・介護休業法等の情報収集

目標2: 有給休暇取得率向上

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を各所属長へ連絡し、目標値を設定
- 令和3年4月～ 目標未達成部署の分析。(人員の充足度、仕事量等の調査)
必要に応じ採用活動、業務調整を行う。